

姫路市社会福祉事業団研修システム

平成 28 年 (2016 年) 4 月 1 日施行

◆ 姫路市社会福祉事業団が求める職員像

- 1 姫路市社会福祉事業団職員として、姫路市と一体となって、その使命と責任を自覚し行動する職員
- 2 高い専門性を有し、自己変革・自己実現する意欲と情熱のある職員
- 3 地域社会との適切なパートナーシップを築き、地域に根ざした福祉を推進する人間性豊かな職員
- 4 新たな時代の福祉ニーズに対し、柔軟な発想で的確に対応できる創造性のある職員
- 5 コスト意識を持ち、組織として最大の効果を発揮できるよう自律的に行動する職員

◆ 姫路市社会福祉事業団の職員に求められる能力・資質

区 分	求められる能力・資質
所属長 (5・4 級)	・施設の経営管理 (マネジメント) 能力 ・トップとしての管理監督責任とリーダーシップ ・人事、労務管理とコンプライアンス ・財務管理能力 ・部下の自主性を尊重して自律的な組織運営環境を整える ・リスク、苦情に対する方針決定 ・緊急の事案を部下に指示して解決でき、改善策を提示できる ・外部との交渉力 ・多角的に情報収集、分析し、施設及び事業団の発展に取り組める ・職員倫理
管理 (4 級)	・チームアプローチによる業務遂行管理能力 ・問題の発見及び解決能力 ・他部門や地域の関係機関と連携、協働する ・所属長の補佐及び橋渡し (提言、企画) ・業務マニュアルの管理 ・人材育成とメンタルヘルス ・リスク、苦情の予防と管理 ・緊急の事案を部下に指示して解決できる ・事業団の課題に向けた取り組み ・職員倫理
主任 (3 級) : 後期	・チームアプローチの実践能力 ・実務における高度な知識技術 ・業務マニュアルが作成できる ・チームのリーダーとして後輩に対し指導育成を行う役割を果たし、上司を支援することができる ・リスク、苦情への対応 ・緊急の事案が上司のサポートなく対応可能 ・研究活動や発表などを通じて知識、技術の向上を図る ・4 級昇格へ向けて自己啓発できる ・事業団の課題の理解 ・職員倫理
主任 (3 級) : 前期	
中級 (採用後 6 年目以上)	・チームアプローチの理解と共同能力 ・単独で日常業務が可能 ・業務の知識技術向上 ・記録を整理し上司へ報告相談できる能力 ・後輩への業務アドバイス ・業務マニュアルの改善提案ができる ・リスク、苦情への対応 ・緊急の事案が上司のサポートの下、対応可能 ・3 級昇格へ向けて自己啓発できる ・職員倫理
初級 (採用後 2～5 年目)	
新人 (採用後 1 年目)	・社会人としてのマナー、基本姿勢 ・福祉に携わる職員としての基本姿勢 ・適切なコミュニケーションがとれる ・マニュアルを見て実践できる ・業務の基本知識の理解と技術習得 ・リスク、苦情の理解 ・緊急の事案に対し適切にホウレンソウが可能 ・事業団の概要の理解 ・組織の理念、方針の理解 ・職員倫理

*主任 (3 級) : 後期は、昇格後 5 年以上の職員をいう。主任 (3 級) : 前期は、昇格後 5 年未満の職員をいう。
 *研修時期については、休職等により調整する場合がある。

◆ 姫路市社会福祉事業団 / 研修体系

研 修 主 体	研 修 種 別	内 容 等	
法人研修 【組織研修】	階層別研修	所属長 (5・4 級)	【外部】「財務・人事・労務に関する研修」(県社協)、メンタルヘルス、リスクマネジメント、コンプライアンス等
		管理 (4 級)	【外部】メンタルヘルス、人材育成等
		主任 (3 級) : 後期	【内部】集団研修 (リスクマネジメント、プレゼンテーション等)
		主任 (3 級) : 前期	【外部】「チームマネジメントリーダー研修」(県社協)
		中級 (採用後 6 年目以上)	【内部】集団研修 (チームアプローチ、クレーム対応等)
		初級 (採用後 2～5 年目)	【内部】集団研修 (職員倫理、アサーティブコミュニケーション、対人援助基礎等)
		新人 (採用後 1 年目)	【外部】「社会福祉施設 (介護・障害) 新任職員研修」(姫路市監査指導課)
	新規採用職員事前研修		
	事業団職員全体研修		
	交通安全研修		交通安全に関する DVD 視聴による研修
資格取得研修		社会福祉士資格取得研修	
各部門・事業所研修 【専門研修】	内部研修	新人・新任職員研修	
		OJT 研修	OJT リーダー研修を含む
		職員研修会	公開セミナー、ルネス花北職員全体研修、感染症研修、心肺蘇生法研修、口腔ケア研修、摂食研修、嘱託医による医療情報研修 等
		交流研修	他施設での 2 日間の実習 等
		事例検討会	
	研修報告会 (伝達研修)	研修報告	
	外部研修	外部専門研修	外部主催の各種職種別等専門研修
資格取得研修		社会福祉施設長資格認定講習課程、サービス管理責任者研修、相談支援専門員、痰の吸引等の実施のための研修 等	
その他 (上記のいずれにも該当しない研修)			